

協議第33号

行政区・町内会の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。	

「調整第159号（協議第33号） 行政区・町内会の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	22-1 行政区・町内会の取扱い
調整の内容	<p>1 行政区の区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</p> <p>2 行政区の名称については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。</p> <p>3 行政（公）区長会議については、年2回開催する。</p> <p>4 行政区内の配布物については、幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。</p>

88

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区数 98区 最多世帯 306世帯 最少世帯 8世帯 平均 95.2世帯 ・組織 公区長を置く。 委嘱方法 区域内住民の推薦により町長が委嘱する。 任期 2年 身分 非常勤特別職 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政区数 14区 最多世帯 175世帯 最少世帯 3世帯 平均 52.1世帯 ・組織 区長及び代理者を置く。 委嘱方法 区内の推薦により村長が委嘱する。 任期 1年 身分 非常勤特別職 その他 村議会議員は、区長及び区長代理者となることができない。 	<p>区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 組織については、幕別町の現行制度を基準に合併時に再編する。</p>

区分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
行政区名	別紙のとおり 〔2町村で類似した名称〕 本町(トマチ) 1、2、3 幸町(サイイマチ) 錦町(ニシマチ) 1、2 新生(シセイ)	別紙のとおり 〔2町村で類似した名称〕 本町(トマチ) 幸町(サイイマチ) 錦町(ニシマチ) 新生(シセイ)	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地域内の行政区については、当該名称に「忠類」を冠するものとする。
行政(公)区長会議	春 全体会議及び研修会 秋 地区別公区長会議 (3地区に区分)	年5回(1、3、4、7、10月)	年2回開催する。 5月 全体会議 11月 地区別会議 (4地区 幕別3地区、忠類地区)
行政区内への配布物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布日 毎月末日 (特別な事情がある場合、随時配布) ただし、当該日が休日となる場合は直前の開庁日 ・ 配布内容 広報、町のお知らせ及び啓発パンフレット ・ 区長への配布方法 運送業者が配送 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布日 毎月第1、第3水曜日 (特別な事情がある場合、随時配布) ただし、当該日が休日になる場合は次の開庁日 ・ 配布内容 広報、村のお知らせ及び啓発パンフレット ・ 区長への配布方法 市街地区は職員が送達 農家地区は郵送 	幕別町の例により、合併時に統合する。ただし、総合支所が忠類地域内に発行する配布物については、総合支所が定めるものとする。

	幕別町		忠類村	
	行政区名	フリガナ	行政区名	フリガナ
1	本町1	モトマチイチ	栄町	サカエマチ
2	本町2	モトマチニ	幸町	サイワイマチ
3	本町3	モトマチサン	本町	モトマチ
4	幸町	サイワイマチ	錦町	ニシキマチ
5	旭町1	アサヒマチイチ	白銀町	シロガネマチ
6	旭町2	アサヒマチニ	西当	ニシトウ
7	旭町4	アサヒマチヨン	上忠類	カミチュウルイ
8	錦町1	ニシキマチイチ	上当	カミトウ
9	錦町2	ニシキマチニ	東宝	トウホウ
10	寿町1	コトブキマチイチ	元忠類	モトチュウルイ
11	寿町2	コトブキマチニ	幌内	ホロナイ
12	寿町3	コトブキマチサン	新生	シンセイ
13	宝町	タカラマチ	豊成	ホウセイ
14	南町1	ミナミマチイチ	晩成	バンセイ
15	南町2	ミナミマチニ		
16	緑町1	ミドリマチイチ		
17	緑町2	ミドリマチニ		
18	緑町3	ミドリマチサン		
19	緑町4	ミドリマチヨン		
20	新町	シンマチ		
21	相川	アイカワ		
22	相川東	アイカワヒガシ		
23	相川南	アイカワミナミ		
24	相川西	アイカワニシ		
25	相川北	アイカワキタ		
26	大豊	オオトヨ		
27	豊岡1	トヨオカイチ		
28	豊岡2	トヨオヨカニ		
29	明野南	アケノミナミ		
30	明野北	アケノキタ		
31	新川	シンカワ		
32	軍岡	イクサオカ		
33	南勢	ナンセイ		
34	猿別	サルベツ		
35	西猿別	ニシサルベツ		
36	新和	シンワ		
37	中央町1	チュウオウマチイチ		
38	中央町2	チュウオウマチニ		
39	中央町3	チュウオウマチサン		
40	豊町	ユタカマチ		
41	春日町	カスガマチ		
42	東春日町	ヒガシカスガマチ		
43	泉町	イズミマチ		
44	泉東	イズミヒガシ		
45	あかしや	アカシヤ		
46	あかしや南1	アカシヤミナミイチ		
47	あかしや南2	アカシヤミナミニ		
48	あかしや中央	アカシヤチュウオウ		
49	文京町	ブンキョウマチ		
50	みずほ町	ミズホマチ		
51	若草町1	ワカクサマチイチ		
52	若草町2	ワカクサマチニ		
53	若草町3	ワカクサマチサン		
54	桂町1	カツラマチイチ		
55	桂町2	カツラマチニ		
56	共栄町1	キョウエイマチイチ		
57	共栄町2	キョウエイマチニ		
58	共栄町3	キョウエイマチサン		
59	新北町東	シンキタマチヒガシ		
60	新北町西	シンキタマチニシ		
61	北町第1	キタマチダイイチ		
62	北町第2	キタマチダイニ		
63	北町第3	キタマチダイサン		
64	桜町北	サクラマチキタ		
65	桜町中央	サクラマチチュウオウ		
66	桜町南	サクラマチミナミ		
67	青葉町1	アオバマチイチ		
68	青葉町2	アオバマチニ		
69	西町1	ニシマチイチ		
70	西町2	ニシマチニ		
71	北栄町	ホクエイマチ		
72	札内区	サツナイク		
73	曉町東	アカツキマチヒガシ		
74	曉町西	アカツキマチニシ		
75	曉町北	アカツキマチキタ		
76	千住1	センジュウイチ		
77	千住2	センジュウニ		
78	千住東	センジュウヒガシ		
79	稲志別	イナシベツ		
80	中稲志別	ナカイナシベツ		
81	新生	シンセイ		
82	依田	ヨダ		
83	西和	セイワ		
84	昭和	ショウワ		
85	上稲志別	カミノイナシベツ		
86	日新1	ニッシンイチ		
87	日新2	ニッシンニ		
88	途別	トベツ		
89	古舞	フルマイ		
90	糠内市街	ヌカナイシガイ		
91	五位	ゴイ		
92	糠内第1	ヌカナイダイイチ		
93	西糠内	ニシヌカナイ		
94	中糠内	ナカヌカナイ		
95	美川	ミカワ		
96	明倫	メイリン		
97	中里	ナカサト		
98	駒鼻	コマハタ		

は、2町村で類似する名称

先進事例

ひたちおみやし 常陸大宮市(茨城県)

- (1) 5町村の区及び自治会等の行政連絡組織は、合併時は現行のとおりとし、合併後2年度を目途に大字程度を単位とする区制制度に統一する。
なお、同一及び類似の区名については、地域住民の意向を踏まえて調整する。
- (2) 地域住民と行政との連絡、調整方法及び要望の取りまとめ等については、現行のとおりとし、区制制度と併せて調整する。
- (3) 地域活性化交付金については、御前山村の制度を参考に調整し、合併の翌年度から新市全域の行政連絡組織を対象に交付する方向で検討する。

なかつがわし 中津川市(岐阜県 合併予定 - 平成17年2月13日)

山口村の行政区の取扱いは、合併時もこれまでの地区単位を継続する。

みょうこうし 妙高市(新潟県 合併予定 - 平成17年4月1日)

- (1) 行政区名は、原則として現行のとおり存続する。
- (2) 同一の名称を有する行政区については、合併時までに調整し区分する。

おおだてし 大館市(秋田県 合併予定 - 平成17年6月20日)

- (1) 行政区については、現行のとおりとする。
- (2) 行政協力員については、現行の行政町内会単位を基本とし、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、職務内容については、田代町の制度に統一する。